

東京大学学術機関リポジトリ登録要件

(目的)

1. 東京大学（以下、「本学」という。）における教育・研究活動の成果物を東京大学学術機関リポジトリ（以下、「リポジトリ」という。）へ登録する際の要件を定めるものである。

(電子的公開)

2. 附属図書館は、リポジトリに登録される成果物（以下、「成果物」という。）及びメタデータを次のように取り扱う。
 - a) 電子化された成果物を複製し、メタデータとともにリポジトリシステムに登録する。
 - b) ネットワークを通じ、複製物及びメタデータを無償で公開する。
 - c) 利用・保存のため必要な複製・媒体変換を行う。
 - d) 本学内外の各種システム等との連携のために、メタデータを提供する。
 - e) リポジトリを主たる公開元としている成果物について、Digital Object Identifier (DOI)を付与する。ただし、本学学内刊行物に関してはその刊行元より許諾書にてやむを得ない理由（主な公開元がリポジトリ以外である等）が事前に示された場合は、対象外とする。

(成果物の利用条件)

3. 附属図書館は、成果物の利用に際し、次の事項を遵守する。
 - a) 成果物を改変しない。ただし、リポジトリの技術的環境その他の理由により、圧縮、分割又はファイルフォーマットの変換を行う場合がある。
 - b) 標題の表現を改変しない。ただし、リポジトリの技術的環境その他の理由により、省略又は他の代替物への置換を行う場合がある。
 - c) 著作者名の表示を行う。
 - d) 公開にあたり、リポジトリの利用者（以下、「利用者」という。）に対して、著作権法を遵守した利用を行うよう周知する。
4. 成果物の公開範囲は、本学内及び本学外とする。
5. 成果物の利用は無償とする。
6. 利用者は成果物の表示、ダウンロード又は印刷等の出力をすることができる。

(著作物の利用許諾等)

7. 登録申請者は、附属図書館に対して、許諾書の許諾内容に基づき著作物の利用を認める。
8. 登録申請者は、登録を希望する成果物の著作権が複数の者に帰属する場合又は登録申請者以外の者に帰属する場合は、あらかじめ他の著作権者の利用許諾を得る。
9. 登録申請者は、当該成果物の利用に際して第三者との紛争が生じることのないよう、あらかじめ関係者との調整等を行う。

(登録された成果物の削除)

10. 登録申請者は、リポジトリに登録された成果物の削除を希望する場合、その理由を付して、附属図書館長に削除を申請することができる。
11. 附属図書館は、他者に帰属する著作権、所有権等を侵害する又は社会的にみて著しく不適切な内容を含むと附属図書館長が認める場合、登録された成果物を削除することができる。

(免責事項)

12. 登録された成果物の内容に関する責任は、登録申請者が負う。
13. 本学は、登録された成果物を利用することによって生じた利用者のいかなる損害・不利益について、一切の責任を負わない。

(その他)

14. 許諾書に記載されていない事項については、必要に応じて、登録申請者及び附属図書館が別途協議することとする。